

広島県新しい公共支援事業基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第六十号

広島県新しい公共支援事業基金条例を廃止する条例

広島県新しい公共支援事業基金条例（平成二十三年広島県条例第一号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十五年十二月二十七日から施行する。